

(案)

芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会規約

平成 27 年 8 月 3 日制定

(目的)

第 1 条 芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に関する協議並びに芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画の変更及び実施に関する業務を行うために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号（宇都宮市総合政策部交通政策課内）に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更についての協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施についての協議に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画の変更についての協議に関すること
- (5) 芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画の実施についての協議に関すること
- (6) 芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第 5 条 会長は、互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(協議会の委員等)

第 6 条 協議会は別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 委員の任期は委員に就任した翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、書面等による開催とすることができる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、会議の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 1 項の規定により書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めた協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課及び芳賀町建設産業部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 必要に応じて、協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年11月29日から施行する。

別表 1

条項	区分	委員
法第6条 第2項 第1号	地域公共交通計画を 作成しようとする地 方公共団体	宇都宮市副市長（公共交通を担当する副市長）
		宇都宮市総合政策部長
		宇都宮市建設部長
		宇都宮市都市整備部長
		芳賀町副町長 芳賀町建設産業部長
法第6条 第2項 第2号	関係する公共交通事 業者等	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
		東武鉄道株式会社
		関東自動車株式会社
		ジェイアールバス関東株式会社
		一般社団法人栃木県バス協会
		一般社団法人栃木県タクシー協会
	宇都宮市地域内交通連絡会議	
道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所長 栃木県 県土整備部 道路保全課長	
地域公共交通計画に 定めようとする事業 を実施すると見込ま れる者	宇都宮ライトレール株式会社	
法第6条 第2項 第3号	関係する公安委員会	栃木県 警察本部 交通部 交通規制課長
	地域公共交通の利用 者	宇都宮市自治会連合会
		芳賀町自治会連合会
		宇都宮商工会議所
		芳賀町商工会
		社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会
	学識経験者	森本 章倫 早稲田大学教授
		岸井 隆幸 政策研究大学院大学客員教授
		望月 明彦 日本大学客員教授
		内野 直忠 公認会計士
	その他の当該地方公 共団体が必要と認め る者	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 関東運輸局 鉄道部 計画課長
		国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課長
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長		
国土交通省 関東運輸局 栃木運輸支局長 栃木県 県土整備部 交通政策課長		
オブザーバー	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設企画室長	
	国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長	